

医療・福祉施設等の用途

用途		定期報告が必要な 小規模建築物※
病院、有床診療所、助産所		※1
ホテル、旅館		※1
下宿		※2
介護老人保健施設		※1
介護医療院		※1
児童福祉施設	助産施設	※1
	乳児院	
	母子生活支援施設	
	保育所	
	幼保連携型認定こども園	
	児童厚生施設	
	児童養護施設	
	障害児入所施設	
	児童発達支援センター	
	児童自立支援施設	
	児童家庭支援センター	
	児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)	
身体障害者社会参加施設 (補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。)	身体障害者福祉センター	※1
	盲導犬訓練施設	
保護施設(医療保護施設を除く。)	救護施設、更正施設、授産施設、宿所提供施設	※1
婦人保護施設		※1
老人福祉施設	老人デイサービスセンター	※1
	老人短期入所施設	
	老人福祉センター	
	老人介護支援センター	
	養護老人ホーム	
	特別養護老人ホーム	
	軽費老人ホーム	
有料老人ホーム		※1
サービス付き高齢者向け住宅		※1

小規模多機能型居宅介護事業所		※1
看護小規模多機能型居宅介護事業所		※1
母子保護施設		※1
障害者支援施設		※1
地域活動支援センター		※1
福祉ホーム		※1
障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設		※1
寄宿舍（グループホーム）	認知症対応型グループホーム （認知症対応型共同生活介護）	※1
	障害福祉サービス事業（共同生活援助）の用に供する施設	※1
劇場、映画館、演芸場		※3
観覧場		※1
公衆浴場		※1
飲食店		※1

※ 当該用途に供する部分の床面積が 200 ㎡以下のものをいう

※1 建築物の階数が3以上のもので、その用途に供する部分の床面積の合計が以下のいずれかに該当

- ・地階の床面積の合計が 100 ㎡を超える
- ・3階以上の階の床面積の合計が 100 ㎡を超える

※2 建築物の階数が6以上のもので、6階以上のその用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超える

※3 建築物の階数が3以上のもので、その用途に供する部分の床面積の合計が以下のいずれかに該当

- ・地階の床面積の合計が 100 ㎡を超える
- ・3階以上の階の床面積の合計が 100 ㎡を超える
- ・主階が1階以外にあるもののうち、床面積の合計が 100 ㎡を超える

注) 定期報告の対象となる建築物は特定行政庁により異なります。

神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市、伊丹市、明石市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市、芦屋市及び高砂市の12市における定期報告の対象は、各市役所の建築確認申請窓口までお問い合わせください。